

令和5年5月10日

保護者 様

三重県立桑工業高等学校

校長 菅野 賢志

(修正) 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃から本校教育活動に関しまして、ご理解ご協力を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで5類感染症に移行することとなり、先日、主な改定の内容及び留意事項についてお知らせしましたが、一部修正(波線部分)し、下記のとおりお知らせします。

#### 記

#### 1 学校における出席停止措置の取扱いに関する留意事項について

出席停止の期間は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。ただし、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。また、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

#### 2 医療機関の証明書等の取得について

医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

#### 3 濃厚接触者の取扱いについて

5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われなため、同居家族が感染したり、感染者と飲食を共にしても出席停止にはなりません。

#### 4 発熱や咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合について

・発熱や咽頭痛・咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養し、無理をして登校することのないようにしてください。

・風邪等の症状があり、かつ、同居する家族、所属学級、所属部活動等で新型コロナウイルス感染者がいる場合は、出席停止となります。